

公益通報者保護規程

2018年9月25日

MF第2018000005号

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、一般財団法人みらい財団（以下、「財団」という。）において、法令又は財団の諸規程に違反する行為（以下「法令等違反行為」という。）の早期発見とその是正措置並びに内部通報者の保護を図るために必要な事項を定め、もって財団の健全な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において内部通報とは、財団の業務に関して法令等違反行為が生じ又は生じようとしている事実（以下「通報対象事実」という。）を、不正の目的でなく、財団又は行政機関等に通報することをいう。

2 この規程において内部通報者とは、内部通報又は内部通報にかかる相談（以下「通報等」という。）を行う者をいう。

(内部通報者)

第3条 この規程において通報等を行うことができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 財団の役員及び職員（非常勤職員、パート職員、退職した職員を含む）
- (2) 財団との労働者派遣契約に基づく派遣労働者
- (3) 財団との委託契約により業務に従事する労働者
- (4) 財団の事業に関連する者
- (5) その他理事長が定めた者

(総括)

第4条 通報等に関する業務を総括するために責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、事務局長をもって充てる。

(通報窓口)

第5条 財団は通報等に応じるため、管理・企画部に通報窓口を設置する。

2 前項の他に理事長が指定する弁護士（以下「外部窓口」という。）を通報窓口とすることができる。

(通報等の方法)

第6条 内部通報者は財団の管理・企画部に、電子メールまたは書面による通報等を行うことができる。

2 外部窓口には、書面（郵送）により通報等を行うことができる。

3 役員、事務局長、事務局次長及び財団事務局、管理・企画部が関係する通報等は、外部窓口のみ受け付ける。

4 前項までに定めるいずれの通報手段であっても、匿名による通報を行うことが出来る。この場合においては、通報対象事実があると信じるにたる相当な根拠を必要とする。

(禁止事項)

第7条 内部通報者は、不正に利益を得る目的、財団又は第三者に損害を加える目的その他不正の目的をもって通報等を行ってはならない。

(通報等への対応)

第8条 通報窓口は、内部通報者から通報等を受けたときは、速やかに総括責任者に通知しなければならない。

2 総括責任者は、通報窓口から通報等を受けたときは、速やかに通報対象事実に関する調査の開始その他通報等に対する対応を決定しなければならない。

3 総括責任者は、通報等の受理を決定したときは、理事長及びコンプライアンス委員会に通報等の内容を報告しなければならない。

4 前項の報告により、理事長が判断した場合は、通報対象事実に関する調査のために内部通報事案調査委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

(委員会の構成)

第9条 委員会は、3名以上5名以下の委員をもって構成する。

2 委員は、通報対象事実の内容に応じて理事長が任命する。

3 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の中から互選する。

4 委員会は、必要に応じて関係職員等を陪席させることができる。

(調査の実施)

第10条 委員会は、通報対象事実に関する調査のため、調査対象部署に対して関係資料の提出、事実の報告その他調査に必要な行為を求めることができる。

2 調査対象部署は、委員会から調査に関する協力要請があった場合は、正当な理由がある場合を除いてこれに応じなければならない。

3 委員会は、通報等の内容において高度の専門性を要すると判断した場合は、外部の有識者に意見を求めることができる。

(遵守事項)

第11条 委員会は、通報等に関する職務の遂行にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 内部通報者及び第三者の権利又は正当な利益を侵害してはならない。

(2) 調査にあたっては、公平かつ公正の理念に基づき、事実に基づいた調査報告をしなければならない。

(3) 職務上知り得た事実を漏洩してはならない。その任を離れた後も同様とする。

(4) 委員会の委員は自らが関係する通報対象事実の処理に関与してはならない。

(是正措置)

第12条 委員会の委員長は、通報対象事実に関する調査が終了したときは、その結果を理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、法令等違反行為が確認された場合には、速やかに是正措置及び再発防止策を講じなければならない。

(内部通報者の保護)

第13条 財団は、内部通報者に対して、通報等をしたことを理由に本人が不利益を被る取扱いをしてはならない。ただし、内部通報者が不正の目的をもって通報等を行った場合はこの限りではない。

(通知)

第14条 総括責任者は内部通報者に対して、通報等の受理、通報対象事実の有無、通報対象事実が確認された場合の是正措置及び違反行為者の処分等について、被通報者のプライバシーに配慮しつつ、速やかに通知しなければならない。

2 財団は、内部通報者が相談または通報したことを理由として、内部通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。又、内部通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚等を含む。）がいた場合には、職員就業規則に従って懲戒を課することができる。

(事後確認)

第15条 総括責任者は、是正措置を行った後、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。

- (1) 法令等違反行為の再発の恐れがないこと
- (2) 是正措置が機能していること
- (3) 内部通報者に対して不利益な取扱いや職場内での嫌がらせ等が行われていないこと。

(内部通報制度に関する広報)

第16条 総括責任者は、通報等の仕組みや法令遵守の重要性について職員等に対して周知徹底を図らなければならない。

(委員会の事務)

第17条 委員会の事務の所管は、管理・企画部が行う。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の決議を得て行う。

附則

この規程は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第20条に基づく指定を受けることを停止条件として、当該指定を受けた日に施行する。